

## 特別支援教育の推進体制——理念と現実の狭間で

遠矢浩一

### はじめに

私が、いわゆる「障がい児教育」に携わるようになって、ほぼ二十年が過ぎました。当初、九州大学で成瀬悟策名誉教授を中心に開発された臨床動作法を媒介として、運動障がいの方々との関わりにほとんどの「臨床の時間」を費やしていました。障がいの重い方々もおられましたが、言語的なコミュニケーションには困難のない「脳性麻痺児」がその多くを占めていました。会話には困難

はないが（もちろん、脳性麻痺による構音の難しさはある方もおられましたが）、姿勢保持に困難を持つ、四肢に筋緊張を持つ方々です。子どもたちとともに、汗水流して、筋緊張のリラクセーションに励んでいたものです。

### 重度重複障がい児の指導

やがて、医療技術の発展と裏腹に、障がいの重度重複化とその支援体制の構築の必要性がうたわれるようになり、動作法の場にも、重度重複障がい児

い児が訪れるようになつてきました。ことばによるコミュニケーションは難しく、また、からだの動きのコントロールにも強い困難を持つ子どもたちがむしろ多くなつてきました。気管カニューレ内の痰の吸引や経管栄養に伴うチューブの挿入といつた、医業類似行為といわれる処置を必要とする子どもたちが増え、当然、運動障がいの程度も重く、大きななどまどいを覚えた記憶があります。現在では、学校看護師が常駐する養護学校も増えてきており、医業類似行為に関する校内業務の専門化が少しづつ進んでいます。

### 通級指導教室

そうした流れの一方で、現在、軽度発達障がい（実際は、その障がいは決して“軽度”ではありません）がとされる、学校教育法上、養護学校や特殊学級の指導対象とならない子どもたちの教育的支援の必要性が指摘されるようになりました。今、学習障がい（LD）や高機能自閉症といわれる子どもたちです。教育システムとしては、十数年ほ

ど前からようやく「通級指導教室」が設置され、例えば、知的発達の遅れを伴わない情緒障がいや言語障がい等を有する子どもたちの教育の場が設けられるようになりました。それでも、今、話題のLD、AD／HDは、通級指導教室の対象として掲げられてはいませんでした（今でもそうですから、LD児、AD／HD児は、“運用”として通級指導教室に通っている現状です。文部科学省は、ようやく、本年四月から、省令改正のうえ、LDやAD／HDの子どもたちも通級指導教室の対象として広げる方針を打ち出しました）。おまけに、概念としての「情緒障がい」

が、自閉症という脳の器質的原因によるものと、選択性缄默という心理的不適応を背景とするものが一緒にたに扱われている、“不思議なもの”となっています。

### 養護・訓練から自立活動

こうした「発達障がい児」に対する指導の在り方の変革の流れに併行して、特殊教育諸学校における指導の在り方についても改革がなされてきま

した。「養護・訓練」が「自立活動」と名前を変え、教科、道徳、特別活動以外に（今では、「総合的な学習の時間」もあります）、子どもたちのニーズに合わせた指導が行われるようになりました。

その目標は、「個々の生徒が自立を目指し、障がいに基づく種々の困難を主体的に改善・克服するためには必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もつて心身の調和的発達の基盤を培う」ことです。かつての養護・訓練では、特に知的障がい養護学校において、特定の授業時間を設定せず、「養護・訓練に関する指導」という名目で、教育活動全体として養護・訓練の指導を行っているものの、として曖昧に取り扱っていたものが、自立活動に関する「個別の指導計画」を策定した上で、実施するように義務づけられたため、知的障がい養護学校の教師たちには、大きな意識変革が求められました。

### 特殊教育から特別支援教育へ

そして、今、「特別支援教育」の時代に突入し

ました。障がい児教育におけるコペルニクス的転回と表現する人もいるほどの大きな変革期を迎えた。固定的な特殊学級や通級指導教室における発達障がい児の指導ではなく、通常の学級に障がい児が在席し、必要に応じて、「特別支援教室」という新たに設置される教室において、指導を受けるというものです。

障がいの重い子どもたちの支援体制の整備、特殊教育の枠に位置づけられなかつた軽度（と思われる）障がい児の支援体制の整備を同時に行なせながら、特殊学級—通常学級という枠を越えた障がい児教育の通常学級におけるシステム全体の改革として、「特別支援教育の体制づくり」は進められています。

なお、文部科学省は、存続か廃止か議論になっていた小中学校の固定式の特殊学級を二〇〇七年度をめどに「特別支援学級」と名称変更して存続させた形で、軽度発達障がい児の指導のための仕組み作りを行つていく方針のようです。今後、どのようなニーズを有する子どもたちが特別支援学級に在席するのかについて議論になつていくもの

と思われます。

## 特別支援教育における教師の不安

しかし、『子どものニーズに合わせた教育体制づくり』という、とてもなく壮大な目標の下で推し進められるこうした変革の中で、実際、現場の教師たちは、紛れもなく、大きなとまどいと不安を覚えています。それは理念とか、ポリシーと



2006年1月から「教育と医学の会」のメンバーに加わりました。障がい児臨床に学生時代から関わっており、20年が経とうとしています。月刊誌「教育と医学」は院生時代から読んでおり、最新の研究動向がわかるので、重宝していました。まさか、自分が編集委員になるとは思いもしませんでした。この写真は、ゼミ合宿のときのものです。もちろん、真ん中ではなく、右側で箸を持つているのが私です。左の学生2人もよき臨床家になってくれることを期待しながら、臨床家と教職の両立に精進している毎日です。

いつた観念的なものではなく、とても現実的なものです。

最近、筆者が行ったアンケートや聞き取り調査の結果の中から、以下、現場の教師たちがとまとつている理由をあげてみます。

・「特別支援教育コーディネーター」と言われる、「特別なニーズを持つ子どもの指導」における中心的役割を担うべき教師のほとんどは、担任学級を持っていたり、特殊学級の教師であったりするので、コーディネーターに専念できず、相談もしにくい。

特別支援教室を拠点に個々のニーズに合わせた指導を行いたくても、『空き教室』がないため、抽出による個別指導を行うことができない。

特別支援教育コーディネーターが学級に入り込んだTT（タイムティーチング）的支援を行うと、他のニーズがある子どもの個別指導が行えない。

既存の特殊学級が特別支援教室と見なされてしまって、もともと、特殊学級に在席する生徒の指

導がかえつておろそかになるケースがある。

・という現実的思いが強いようです。

・担任は、特別支援教育の対象児童の支援の必要性を明確に意識化し、そうした児童の支援に力を注げば注ぐほど、他の子どもたちの指導の

“手薄さ”を顧みて、板挟み状態になってしまふ。

・特別なニーズを有する児童なのかどうか、自信が持てないため、他の教師と情報共有することができない。つまり、相談できない。

・話し合いの場であるはずの、「校内委員会」が名ばかりで、ほとんど機能していない。そのため、子どものニーズについて検討してもらえる場がない。

その他、いろいろと教師の“不安”はあります  
が、人的資源、教室などの物理的資源などの不足  
が特別支援教育システムの目標である、「個々の  
子どものニーズに合わせた教育」の主旨とは裏腹  
に、ニーズに合わせた個別的指導を行おうとす  
ればするほど、クラスの生徒全員の指導が手薄にな  
つてしまふ”、すなわち、ニーズを満たせない

「教員の加配が必要だ」と声高に叫びたいところですが、この緊縮財政の時代、もう少し、現実的な解決方法を模索してみましょう。

たとえば、「小中学校と大学の連携」は、最も手っ取り早い手段でしょう。現に、筆者が「訪問相談員」として一昨年前まで出入りさせていただいた福岡県M市の小学校は、近隣の教員養成系大学と連携して、教員の卵である学生をTTT的な役割として配置し、特別なニーズを持つ子どもの個別支援にあて、大きな成果を見せています。筆者の研究室でも、強い行動上の障がいを有する小学校高学年児童に、年間を通じて学部学生を個別サポートとして派遣し、対人的トラブルを未然に防ぐための工夫をし、相応の成果をあげました。  
さらに、「地域住民」も豊かな資源でしょう。最近、地域や保護者の意向を反映した形で運営されるコミュニティスクールが注目を集めています

が、そうした地域の人的資源を個別的支援または、クラスの生徒全体のサポートに当てる方法もあるでしょう。退職後の教員経験者、保育士経験者は有用な人材です。発達障がい児の育児体験をもつ母親も同様に有効活用できるはずです。学生

を主体としたボランティアグループも良い資源と思われます。特別支援教育コーディネーターが各学級内での支援に携わるなら、そうした人的資源を特別支援教室なり、職員室なり、他の空間で特別なニーズを有する子どもの個別指導にあてる方法もあるでしょう。東京の港区教育委員会は区内のNPOと連携して、「学習支援員」の養成に着手し、ニーズのある子どもの学習支援や担任のサポートを行う体制作りを進めています。

こうした「とてもシンプルな」対策が、未だに各小中学校にとられないのが現状のようになります。学校の危機管理という重要な問題との狭間で、外部の人的資源を校内に導入することに理解職においては大きな不安を抱かることは理解に余りありますが、教員個人個人の発達障がいについての知識の向上を、我々専門家と称する者た

ちの講演会や研修会ではかるだけでは、「眉唾」以外のなものでもないような気が、ひしひしとわきあがつてくるのです。

広域特別支援連絡協議会の参加機関は……と公式に「悩む前に、まずは、そうした“身近な”連携のあり方を探ることが早道のような気がするのは、私だけなのでしょうか……。専門家らしからぬ、愚痴のようにもなりましたが、学校訪問をするたびに、とみに思はせられる素朴な思いを抱きながら、今日もまた、子どもたちの教育相談に励みます。

#### ●遠矢浩一（とおや こういち）

九州大学大学院人間環境学研究院心理臨床学講座助教授。  
Ph.D.（教育心理学）。臨床心理士・学校心理士。九州大学大学院教育学研究科博士課程修了。著書に「親と先生のための自閉症講座」（翻訳、ナカニシヤ出版、一〇〇〇年）、「自閉症児の『きょうだい』のために」（翻訳、ナカニシヤ出版、一〇〇三年）、「軽度発達障害児のためのグループセラピー」（編著、ナカニシヤ出版、一〇〇六年）など。